



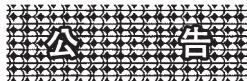
長野県報

9月20日(金)
平成25年
(2013年)
号外

目次

公 告

環境影響評価法に基づく準備書の縦覧（環境政策課） 1



公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第16条の規定により、環境影響評価準備書が縦覧に供されますので、次のとおり告示します。

平成25年9月20日

長野県知事 阿部 守一

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 山田 佳臣

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称
中央新幹線（東京都・名古屋市間）

(2) 種類
新幹線鉄道の建設

(3) 規模
東京都から愛知県名古屋市間 延長約286キロメートル

3 対象事業実施区域

(1) 起点
東京都港区

(2) 終点
愛知県名古屋市

(3) 主な経過地
甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部

4 関係地域の範囲（長野県関係）

飯田市、下伊那郡高森町、下伊那郡阿智村、下伊那郡喬木村、
下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村及び木曾郡南木曾町

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間（長野県関係）

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、 長野県下伊那地方事務所 環境課、長野県木曽地方 事務所環境課、飯田市役 所、飯田市上郷自治振興 センター、飯田市座光寺 自治振興センター、高森 町役場、阿智村役場、 阿智村役場清内路振興室、 喬木村役場、豊丘村役場、 大鹿村役場、南木曾町役 場、南木曾町南木曾会館 及び東海旅客鉄道株式会 社環境保全事務所（長野）	平成25年9月20日 (金)から平成25年 10月21日(月)まで。 ただし、土曜日、日曜日 及び国民の祝日に に関する法律（昭和 23年法律第178号） 第3条に規定する休 日を除く。	午前8時30分 から午後5時 15分まで

(注) 縦覧の時間は、阿智村役場、阿智村役場清内路振興室、南木曾町役場、南木曾町南木曾会館及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（長野）においては上記の時間と異なりますので、注意してください。

6 意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地からの意見を、書面により次のとおり提出することができます。

(1) 意見書の提出期限

平成25年11月5日(火)まで(必着)

(2) 意見書の提出先

ア インターネットの場合

東海旅客鉄道株式会社ホームページの専用入力フォーム
<https://jr-central.co.jp/public/opinion/input>

イ 郵送の場合

〒108-8799 高輪郵便局留め

J R 東海 中央新幹線環境影響評価準備書
ご意見受付係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

(4) その他

準備書は、都県別に作成されていますので、本県に係るものに対する意見書における(3)のイの準備書の名称は、「長野県」

と必ず明記してください。

7 問い合わせ

本県に係る準備書に対する意見書の提出についての問い合わせは、次のとおり行ってください。

(1) 問い合わせ先の名称及び事務所の所在地

東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（長野）
〒395-0052 飯田市元町5430-5 第一吉川ビル2階
電話0265-52-6511

(2) 受付日時

平成25年9月20日（金）から平成25年11月5日（火）まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後5時まで

環境政策課